

群馬県道路占用料単価(令和6年4月1日～)

占用物件				占用料				
				単位	所在地			
					第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	800	570	480	430	
	第2種電柱			1,200	870	730	670	
	第3種電柱			1,700	1,200	990	900	
	第1種電話柱			710	510	430	390	
	第2種電話柱			1,100	810	680	620	
	第3種電話柱			1,600	1,100	940	850	
	その他の柱類			71	51	43	39	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	7	5	4	4	
	地下に設ける電線その他の線類			4	3	3	2	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700	490	420	380	
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	430	300	260	230	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400	1,000	850	780	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			600	420	360	330	
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	4,800	1,800	870	590	
その他のもの		占用面積1㎡につき1年	1,400	1,000	850	780		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	30	21	18	16	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			43	30	26	23	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			64	45	38	35	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			86	61	51	47	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			130	91	77	70	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			170	120	100	93	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			300	210	180	160	
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの			430	300	260	230	
	外径が1.0m以上のもの			860	610	510	470	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	4	3	3	2
					その他のもの	14	10	9
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	上空に設けるもの	1本につき1年	1,100	810	680	620
					地下に設けるもの	710	510	430
	その他のもの		占用面積1㎡につき1年	430	300	260	230	
	その他のもの			1,400	1,000	850	780	

占有物件			占有料				
			単位	所在地			
				第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条第1項第4号に掲げる施設			1,400	1,000	850	780	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A × 0.004				
		階数が2のもの	A × 0.006				
		階数が3以上のもの	A × 0.007				
	上空に設ける通路		2,400	900	430	290	
	地下に設ける通路		1,500	540	260	180	
	その他のもの		1,400	1,000	850	780	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		48	18	9	6	
	その他のもの		480	180	87	59	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	480	180	87	59	
		その他のもの	4,800	1,800	870	590	
	標識		1本につき1年	1,100	810	680	620
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	48	18	9	6
		その他のもの	1本につき1月	480	180	87	59
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	48	18	9	6
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	480	180	87	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,800	1,800	870	590
		その他のもの		2,400	900	430	290
	令第7条第2号に掲げる工作物			1,400	1,000	850	780
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			480	180	87	59	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140	100	85	78	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		A × 0.009	A × 0.012	A × 0.014	A × 0.017	
	上空に設けるもの		A × 0.017				
	地下(トンネルの上の地下を除く)に設けるもの	階数が1のもの	A × 0.004				
		階数が2のもの	A × 0.006				
		階数が3以上のもの	A × 0.007				
	その他のもの		A × 0.025				

占有物件		占有料				
		単位	所在地			
			第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積 1㎡につき 1年	A×0.012	A×0.015	A×0.019	A×0.022
	その他のもの		A×0.009	A×0.011	A×0.014	A×0.015
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A×0.022			
	その他のもの		A×0.009	A×0.011	A×0.014	A×0.015
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A×0.012	A×0.015	A×0.019	A×0.022
	上空に設けるもの		A×0.022			
	その他のもの		A×0.031			
令第7条第12号に掲げる器具			A×0.025			
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		A×0.012	A×0.015	A×0.019	A×0.022
	上空に設けるもの		A×0.022			
	その他のもの	A×0.031				
令第7条第14号に掲げる施設		A×0.031				

備考 A: 近傍類似の地価